

神奈川県こども・子育て支援推進事業者（かながわ子育て応援団）認証制度実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、神奈川県こども目線の施策推進条例（令和6年条例第80号。以下「条例」という。）第29条に規定する子育て支援に取り組む事業者の認証に当たり必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 事業者とは、県内に本社又は事務所があり、県内において事業活動を行う事業者及び団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。
- 2 かながわ子育て応援団とは、この要綱に定める手続きにより、神奈川県こども・子育て支援推進事業者として認証を受けた事業者をいう。

（認証の基準）

第3条 条例第29条第1項に規定する知事が定める基準は、次のとおりとする。

- （1） 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項に規定する一般事業主行動計画（以下「一般事業主行動計画」という。）に関し、計画期間が2年以上5年以下であり、インターネットの利用その他の方法により公表していること又は次世代育成支援対策推進法第15条の2の規定による認定（プラチナくるみん認定）を受けていること。
- （2） 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）に係る次の項目について、就業規則その他これに準ずるもの（以下「就業規則等」という。）に規定していること。
 - ・ 育児休業
 - ・ 子の看護等休暇
 - ・ 所定外労働時間の制限
 - ・ 時間外労働の制限
 - ・ 深夜業の制限
 - ・ 所定労働時間の短縮措置
- （3） 育児・介護休業法第29条に規定する者（以下「職業家庭両立推進者」という。）を選任していること。
- （4） 過去3年間に於いて関係法令に違反する重大な事実がないこと。

(認証の申請)

第4条 条例第29条第1項の規定による申請は、神奈川県こども・子育て支援推進事業者（かながわ子育て応援団）認証申請書（第1号様式）により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 一般事業主行動計画及び当該一般事業主行動計画を届け出たことを証する書類又は同法第15条の2の規定による認定を受けたことを証する書類
- (2) 就業規則等
- (3) 職業家庭両立推進者の選任を証する書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

(認証証明書)

第5条 知事は、第3条の規定により認証をしたときは、当該認証の申請をした事業者に対し、神奈川県こども・子育て支援推進事業者（かながわ子育て応援団）認証証明書（第2号様式）を交付する。

2 認証証明書を交付された事業者は、次の範囲において、神奈川県こども・子育て支援推進事業者認証マークを使用することができる。

- (1) 商品又はサービス
- (2) 商品、サービス又は事業者の広告
- (3) 商品又はサービスの取引に用いる書類又は通信
- (4) 事業者の営業所、事務所、その他事業場
- (5) インターネットを利用した方法により公衆の閲覧に供する情報
- (6) 従業員の募集の用に供する広告又は文書

(認証の期間)

第6条 認証の期間は、認証の日から一般事業主行動計画の計画期間とし、引き続き認証を受けようとする事業者は、改めて申請するものとする。

(変更の届出)

第7条 条例第29条の2の届出は、神奈川県こども・子育て支援推進事業者（かながわ子育て応援団）登録事項変更届（第3号様式）により行うものとする。

2 前項の変更届には、第4条第2項各号に掲げる書類のうち、変更事項に係る書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(認証の辞退)

第8条 認証を受けた事業者は、第3条の認証の基準を満たさなくなったとき又は認証継続の意思を失ったときは、神奈川県こども・子育て支援推進事業者（かながわ子育て

て応援団）認証辞退届（第4様式）により、速やかに知事に届けなければならない。

（認証の取消）

第9条 条例第29条第3項に規定するほか、認証を受けた事業者が法令に違反したとき、その他認証を受けた事業者として適当でなくなつたと認めるときは、認証を取り消すことができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

この要綱の施行の際現に旧条例第16条第1項の認証を受けている事業者は、第29条第1項の認証を受けている事業者とみなす。施行日以降令和8年3月31日までに、認証の更新申請を行う場合に限り、従来 of 基準で申請することができる。